

私立高校専攻科に在学する生徒のために

し りつこうとうがっこうせんこう か しゅうがく し えん きん がっこう し きゅう
私立高等学校専攻科修学支援金【学校に支給】

ない 内	よう 容	私立高校の専攻科に在学されている生徒の授業料に対して、一定額を支給します。
たい 対	しやう 象	私立高等学校等の専攻科に在学されている方。
し 支	きゅう 給	▶生計維持者の「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる）」が合わせて51,300円未満 →授業料の月額に相当する額の1/2 ※上限17,800円（月額） ▶生計維持者の「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる）」が合わせて100円未満 →授業料の月額に相当する額 ※上限35,600円（月額） ▶多子世帯（扶養される子が3人以上いる世帯） →授業料の月額に相当する額 ※上限35,600円（月額）
しん 申	せい 請	学校によって異なります。
およ 及	び	
し 支	きゅう 給	
しん 申	せい 請	学校から案内があります。学校から配付の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。
て 手	づき 続	課税標準額（課税所得額）等がわかる書類が必要です。
と 問	あわ い	くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。
ひ 備	こう 考	毎年度手続きが必要です。